

川越市内の「周知の埋蔵文化財包蔵地内」において 発掘（土木工事）を行う場合の手続きについて

市内において土木工事を行う際に、当課窓口等で「周知の埋蔵文化財包蔵地に該当している」と回答があった物件につきましては、文化財保護法 93 条第 1 項等による手続きが必要です。手順は下記のとおりです。

I 試掘調査

周知の埋蔵文化財包蔵地内には地下に埋蔵文化財が包蔵されている可能性が高いため、土木工事に先立ち、試掘調査が必要になります。試掘調査は下記の手順で市が行います。

なお、試掘調査はその土地において土木工事等が行われることで埋蔵文化財への影響が勘案される場合に実施します。具体的な土木工事等の内容が未定の場合には実施できませんので、ご承知おきください。

1 試掘調査の依頼

お渡しした書類をご熟読いただき、御了知のうえ、下記の要領に従って「埋蔵文化財試掘調査依頼書」を作成し、当課までご依頼ください。

- (1) 『依頼者』の欄は地権者様のお名前を記入してください。
- (2) 『試掘を必要とする理由』は事業内容（個人住宅建設・分譲住宅建設等）を記入してください。
- (3) 『手続等』は「開発申請」または「建築確認」の申請状況を記入してください。「開発申請」にかからないものは二重傍線で消してください。
- (4) 添付書類について（各 1 部提出してください）
 - ① 埋設物配置状況確認書：依頼場所の敷地内に上下水道・ガス管等の地下配管・配線等の有無を確認し、埋設物がある場合には配置図を添付する。
 - ② 位置図：住宅地図等、依頼場所及びその周辺が分かる図。
 - ③ 建築物配置図：建築する構造物の平面図及び敷地内の配置が分かる図。
 - ④ 基礎断面図：建築物の基礎工における掘削深度が分かる図。

※ 依頼書の受理日は現地立会を実施した日とします。

2 現地立会

依頼書提出後、当課から現地立会の日程調整のご連絡いたします。現地立会では、試掘調査を円滑に進めるため、以下の点について現地で確認いたします。

- (1) 対象地の土地境界の状況
- (2) 対象地内の埋設物の配置等
- (3) その他調査に支障があると判断されるもの（未解体施設や残存物等）の取扱い。
- (4) 試掘調査日程調整及び調査方法の説明 等

★立会については土木工事等の内容が分かる方（地権者でなく代理で可）にお越しいたゞき、現地にて職員が打ち合わせをさせていただきます。時間は 15～30 分程度です。

★なお、以下の点については試掘実施日までには依頼者が行ってください。依頼者の事情により試掘困難となった場合、重機等のキャンセルによって生じた費用をご負担いただくことがあります。

- ・ 周辺への事前周知
- ・ 障害物（構造物、耕作物、設置物等）の撤去。

3 試掘調査

調査当日は原則的に午前9時頃から開始します。掘削は遺構の有無を確認するために必要な深さ（関東ローム層等の地山層上面）まで行いますが、調査地点によっては掘削の深さが1mを超える場合があります。現地立会時に職員が調査完了予定時間を伝えますので、工事に関わる方は現場にお越しいただき、調査状況の説明を受けてください。現地では担当者の所見のみをお伝えいたします。

なお、埋戻しは掘削した重機等により転圧しながら行いますが、地盤強度を掘削前の状態まで復旧することは困難ですので、予めご承知おきください。

4 試掘調査結果の報告

試掘調査終了後、その成果に基づき、以後の取扱いを当課課長等と協議して決定します。その内容については、調査日若しくは翌開庁日までに電話にてご連絡いたします。また、文書による回答は決裁後に送付いたします。

埋蔵文化財発掘調査が必要と判断された場合は、以後の取扱いを別途協議いたします。調査不要の場合には、計画に沿って事業を進めてください。

II 埋蔵文化財発掘の届出

文化財保護法第93条第1項等に基づき、「周知の埋蔵文化財包蔵地」内において発掘（土木工事等）を行う場合には、埼玉県教育委員会あてに『埋蔵文化財発掘の届出』を提出することが必要です。

1 『埋蔵文化財発掘の届出について』

下記の要領に従って作成し、当課まで2部を提出してください。

- (1) 本書は別紙記入例1・2を参照の上、記入してください。なお、記入の指示のないところは当課で記入いたします。
- (2) 「申請者」・「工事主体者」等の記入については別紙『「埋蔵文化財発掘の届出について」注意点』を参照の上、記入してください。
- (3) 添付書類

- ① 位置図：住宅地図等、依頼場所及びその周辺が分かる図。
- ② 建築物配置図：建築する建造物の平面図及び敷地内の配置が分かる図。
- ③ 基礎断面図：建築物の基礎工における掘削深度が分かる図。

なお、届出用紙は職員に欲しい旨をお申し出いただくか、当課HPからダウンロードしてください。②③は試掘調査の結果によって、設計変更等が行われた場合、最終的な施工図面による提出になります。

2 『周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について（通知）』の受領

上記の届出に対し、後日県教育長から標記の通知が当課に届きますので、依頼者あてにお送りします。窓口が業者様の場合は、地権者様にお渡しください。